

標準処理期間の未設定理由

番号 1

処 分 名	特別の設備、既存の設備の変更許可
根 拠 法 令 名	松山市安岡避難地条例
条 項	第11条
所 管 課	防災・危機管理課
【標準処理期間を未設定とした理由】 将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく、また、個々の事例の内容により判断すべきものであるため、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。